

KPMGニュースレター

2016年8月号-1



ベトナム会計システムCircular 200/2014/TT-BTCの改訂及び補足ガイダンスとして財務省が発行したCircular 53/2016/TT-BTC

2016年3月21日付で財政省はベトナム会計システムCircular 200/2014/TT-BTC（以下、Circular 200）の改訂・補足するガイダンスとしてCircular 53/2016/TT-BTC（以下、Circular 53）を発行しました。Circular 53は、実務を考慮したより柔軟な形で期中の外貨建取引の換算レート及び期末の外貨建貨幣性資産負債の換算レートの適用に関する規定を補足しています。また、売買目的有価証券の処分・売却簿価の算定及び外国語で記載された会計証憑のベトナム語への翻訳に関する規定についても改訂しています。

1. 期中の外貨建取引に適用する「実際の為替レート」

Circular 53では、資本金の拠出、売上債権の認識、仕入債務の認識、資産の購入、代金を即時払いする費用の認識等の外貨建取引の計上において、企業が最も頻繁に利用する商業銀行のSellレートとBuyレートの平均レートに「近似するレート（以下、近似レート）」をCircular 200でいう「実際の為替レート」とみなして換算に使用することができる旨が規定されています。これに伴い、企業は期中に生じた様々な種類の外貨建取引の記帳において、取引ごと、取引銀行ごとにBuyレート、Sellレートを使い分けることなく単一の為替レートを使用することが一定の範囲内で可能になり、実務上の記帳手続が簡素化されることが期待されます。

また、Circular 53では、「近似レート」は、商業銀行が公表する日々のレートに基づいて日次、週次又は月次で計算されるBuyレートとSellレートの平均レートから±1%以上乖離してはならず、「近似レート」の適用により会計期間の財務諸表に重大な影響を及ぼしてはならないとも規定されています。

従前のCircular 200では、現金の貸方記帳には加重平均レート（実際には移動平均レート）を適用し、売上債権の消去記帳又は仕入債務の消去記帳には取引日レート又は加重平均レート（取引件数が多い場合）を適用する必要がありましたが、Circular 53では、実際の為替レート又は加重平均レートのいずれかを選択適用することが認められます。

2. 期末の外貨建貨幣性資産負債の換算に適用する「実際の為替レート」

Circular 53では、期中の外貨建取引の換算に前述の「近似レート」を適用する場合、期末の外貨建貨幣性資産負債の換算にあたって、企業が最も頻繁に利用する商業銀行の期末日レートを使用することが認められています。期末日レートはBuyレート、Sellレート又は平均レートのいずれかと規定されています。

企業は期中の外貨建取引の換算に関して選択適用した実際の為替レート又は近似レートと整合するように、期末の外貨建貨幣性資産負債の換算に使用するレートを適用しなければなりません。また、Circular 53では、換算に使用するレートについては会計基準で定められている継続性の原則に従い選択適用しなければならない旨を規定しています。

3. 期中に発生した為替差損益の会計処理

Circular 53では、外貨建預金・担保の会計に関するガイダンスを改訂しています。従前のCircular 200では、現金勘定の貸方記帳に適用されるのと同じ加重平均レートを使用することとされておりましたが、当改定に伴い、外貨建預金・担保の換算については実際の為替レート又は加重平均レートのいずれかを選択適用することが認められます。

また、Circular 53では、企業が前述の現金勘定の貸方記帳、売上債権の消去記帳、仕入債務の消去記帳に実際の為替レートを適用する場合の為替差損益に関するガイダンスを補足しています。企業は為替差損益を経営者の判断に応じて柔軟に認識（取引日に即時認識又は定期的に認識）することが可能となります。

期末日に外貨建貨幣性資産負債の残高（外貨ベース）がない場合、企業は期中に発生した為替差損益全額について金融収益又は金融費用として計上します。外貨建貨幣性資産負債の残高（外貨ベース）がある場合、Circular 200に従い期末日に再評価を行い為替差損益を認識することになります。

4. その他の改訂

Circular53では、企業は売買目的有価証券(有価証券の種類ごと)の処分・売却をする場合、有価証券の処分・売却簿価の算定について先入先出法又は加重平均法のいずれかを選択適用することが認められます(従前のCircular200では加重平均法のみ適用することが認められていました)。企業は採用した会計方針について会計期間を通じて継続適用しなければなりません。

従前のCircular200では、外国語で記載された会計証憑はベトナム語への翻訳が必要である旨が規定されていましたが、Circular53では、会計証憑を補完するサポーティングドキュメント(契約書、プロジェクトドキュメント、終了報告書等)については、当局の要求がある場合を除いて、ベトナム語に翻訳することは必要ではない旨が規定されています。

5. 財務諸表の注記

企業は財務諸表の注記として外貨建取引に適用する換算レートについて開示しなければなりません。

企業が売買目的有価証券の評価方法を変更する場合は、会計基準の要請に従って会計方針の変更に関する注記を行うことが必要となります。

6. 適用時期

Circular53は2016年3月21日から有効となり、2016年1月1日以降開始する会計年度より適用されます。なお、企業は2015年度の財務諸表においても本Circular53に従って外貨換算を実施することが可能となっています。



ベトナムデスク 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

Otemachi Financial City South Tower,
9-7 Chiyoda-ku, Tokyo, 1008172

中谷 剛之 パートナー

T: +81 3354 8805

F: +81 3354 8815

E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

Contact us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務
税務・投資・コーポレートサービス
ビジネス・アドバイザー・サービス
ファイナンシャル・アドバイザー・サービス
ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

-谷中 靖久
公認会計士(日本) ディレクター
E-mail: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

-古屋 秀規
マネージャー
E-mail: hfuruya@kpmg.com.vn

-村田 昌平
公認会計士(日本)
アシスタント マネージャー
E-mail: smurata1@kpmg.com.vn

-Pham Thi Thu Huong - 日本語可
シニア
E-mail: huongtpham@kpmg.com.vn

-Le Thi Thu Trang-日本語可
シニア
E-mail: trangtle1@kpmg.com.vn

46/F, Keangnam Landmark 72
E6 Pham Hung Street, Me Tri Ward
South Tu Liem District, Hanoi
T: +84 4 3946 1600
F: +84 4 3946 1601
E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

Ho Chi Minh City

-渡 喬
公認会計士(日本) ディレクター
E-mail: takashiwatari@kpmg.com.vn

-金岡 秀浩
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: hidehirokanaoka@kpmg.com.vn

-鈴木 智博
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: tomohirosuzuki1@kpmg.com.vn

-Nguyen Duc Bui Nam - 日本語可
アシスタント マネージャー
Email: nambnguyen@kpmg.com.vn

10/F, Sun Wah Tower
115 Nguyen Hue Street, Ben Nghe Ward
District 1, Ho Chi Minh City
T: +84 8 3821 9266
F: +84 8 3821 9267
E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

kpmg.com.vn